

令和6（2024）年度諮問（一）第3号
令和7（2025）年度答申（一）第2号

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養
手当有期再認定却下処分及び特別児童扶養手当資格喪失処分に係
る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

安足健康福祉センター（以下「処分庁」という。）が令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った特別児童扶養手当有期再認定却下処分（以下「本件処分1」という。）及び〇月〇日付けで行った特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分2」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人から特別児童扶養手当有期再認定のための診断書（「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）」別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）2の(4)に規定する特別児童扶養手当認定診断書をいう。以下「認定診断書」という。）を受領し、審査医（認定要領3の(1)に規定する医師をいう。）に審査を依頼した。
- 2 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日、診断書作成医（審査請求人が認定診断書の作成を依頼したかかりつけ医をいう。）に認定診断書を返戻し、審査医からの知的障害の重症度判定に関する記載についての照会への対応を依頼した。
- 3 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日、診断書作成医による認定診断書への追記を受けて、審査医に対して再審査を依頼した。
- 4 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査医から特別児童扶養手当有期再認定について「却下」とする審査結果を受領した。
- 5 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査医からの審査結果等を踏まえて、本件処分1を行った。
- 6 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日、本件処分1を踏まえて本件処分2を行った。
- 7 審査請求人は、令和6（2024）年4月4日、本件処分1及び本件処分2（以下「本件各処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し本件審査請求を行った。
- 8 審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定により、令和7（2025）年1月21日付けで、本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張

1 審査請求人

今回の認定結果は児童相談所の医師ではなく、かかりつけ医が令和〇（〇）年〇月に書いた認定診断書を元に判断されたものということが通知書（却下した理由）の項目から分かり、その結果認定には至らなかったということであるが、令和〇（〇〇）年〇月に児童相談所の医師が作成した認定診断書では認定された。認定がされなかった令和〇（〇〇）年〇月から令和〇（〇〇）年〇月までの期間に病状、精神の状態も変化はなく、症状が改善するといった疾患ではないため、今日の通知の判断認定は診断材料が不足していたのではないか。

認定要領の「第7節 精神障害」のうち、「1 認定基準」は、「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。」としているとおり、総合的に判断することが必要なのではないか。

認定診断書で判断できない部分がかかりつけ医にしっかりと確認するべきではないか。

また、認定が却下された際、県の担当者に確認したところ、提出された認定診断書の内容では判断できなかったのが今回の認定は通らなかったと言われた。

これもまた判断できないのであれば、判断できる認定診断書をかかりつけ医に請求するか聞くべきではないか。今回のようなことでは、児童相談所の医師であれば認定され、他の医師であれば認定されないという公正性のないものになってしまうのではないか。

そうすると、なぜはじめに児童相談所の医師を薦めてくれなかったのかという新たな疑問、不満がでてしまう。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の内容

1 審理員意見書の結論

本件各処分は違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 本件各処分根拠となる法令等

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項において「障害児」とは、20 歳未満であつて、第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と規定されている。

イ 法第 2 条第 5 項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定されている。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（政令第 207 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 3 項において「法第 2 条第 5 項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第 3 に定めるとおりとする。」と規定されている。

イ 施行令別表第 3 において、障害等級の各級の障害の状態は次のとおり規定されている。

1 級	1 ～ 9	略
	10	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級	1 ～ 14	略
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17	<p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
----	---

(3) 認定要領

ア 施行令別表第3における障害の認定については、認定要領に定められている。

イ 認定要領2の(3)は、精神の障害の程度の判定に当たり、「現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。」と取扱いを示している。

ウ 認定要領2の(3)は、施行令別表第3に定める日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等について取扱いを示しているが、本件審査請求に係る箇所を抜粋すると、次のとおりである。

2 級	<p>施行令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。</p> <p>例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。</p>
--------	--

エ 認定要領2の(4)は、障害の認定は、認定診断書によって行うが、「これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。」と取扱いを示している。

オ 認定要領2の(6)は、「各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)により行うこと。」と取扱いを示している。

カ 認定要領3の(1)は、「都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。」と取扱いを示している。

(4) 認定基準

ア 認定基準第7節の1は、「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の

ものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。(中略)認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。」と取扱いを示している。

イ 認定基準第7節の2D(2)は、知的障害の各等級に相当すると認められるものについて取扱いを示しているが、本件審査請求に係る箇所を抜粋すると、次のとおりである。

2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
----	---

ウ 認定基準第7節の2E(3)は、発達障害の各等級に相当すると認められるものについて取扱いを示しているが、本件審査請求に係る箇所を抜粋すると、次のとおりである。

2級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの
----	--

3 本件各処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 認定に際して必要な情報等の有無について

ア 処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日、審査請求人から、特別児童扶養手当有期再認定の手続のための当該児童の認定診断書を受け付けた。

イ 上記2(3)カのとおり、認定要領3の(1)において「都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。」とされており、処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に審査医に対して認定診断書の審査を依頼した。

ウ 令和〇(〇〇)年〇月〇日に審査医から処分庁に対し、「知能検査による知的障害の重症度判定を行った上、再申請してください。」との審査意見が付され、「要照会」とする審査結果が送付された。

エ 令和〇(〇〇)年〇月〇日に処分庁は、診断書作成医に認定診断書を返戻し、審査医からの照会への対応を依頼した。

オ 診断書作成医から、「⑦ 知能障害等」に「検討を重ねたがやはり発達検査の施行は不可能であると判断した。」と追記された認定診断書が処分庁に送付された。

カ 処分庁は、上記オの結果を踏まえ、令和〇(〇〇)年〇月〇日に審査医に対し、認定診断書の再審査を依頼した。

キ 令和〇（〇〇）年〇月〇日に審査医から処分庁に対し、「知的障害を認めるが、日常生活にあたって援助を必要としている状態には該当しない。」という審査意見が付され、特別児童扶養手当有期再認定を「却下」する審査結果が送付された。

ク 処分庁は、審査医による医学的・専門的な審査結果に基づき、認定診断書によると、「知的障害を認めるが、日常生活にあたって援助を必要としている状態には該当しない。」ことを理由として、審査請求人に対し、本件処分1を行った。

ケ したがって、処分庁が、認定要領2の(4)に規定されている対象児童の「療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定」を行っていないとは認められないことから、審査請求人の「判断認定は診断材料が不足していたのではないか。」「診断書で判断できない部分ばかりつけ医に請求するか聞くべきではないか。」との指摘は当たらず、必要な情報のもと認定が行われていたものと認められる。

(2) 法第2条第1項に規定される「障害児」の適用について

ア 上記2(1)アのとおり、法第2条第1項において「「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と規定されているところ、当該児童は、認定診断書の提出時点で「20歳未満」に該当している。

イ 上記2(2)イのとおり、施行令第1条第3項において「法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。」と規定されている。

ウ 認定診断書において、障害の原因となった傷病名が「ダウン症候群／21トリソミー」であること、「⑦ 知能障害等」及び「⑧ 発達障害関連症状」に現症が見られることから、当該児童の障害の状態が認定基準第7節の2D「知的障害」又はE「発達障害」に該当するか否かを検討し、当該児童が施行令別表第3に定められる1級「10号 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」又は2級「16号 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」の障害の状態にあるかを判断している。

エ 認定基準第7節の2D「知的障害」における2級の障害の状態として「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」と例示されているが、認定診断書によると、「⑪ 問題行動及び習癖」は「特記事項

なし。」「⑬ 日常生活能力の程度」は、食事が「自立」、洗面、排泄、入浴が「半介助」、衣服が脱げない・着れないなどの記載はなく、「ボタン不能」、危険物が「大体わかる」、睡眠が「時々不眠」、「⑭ 要注意度」は「随時一応の注意を必要とする」と記載されている。

オ 認定基準第7節の2E「発達障害」における2級の障害の状態として「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示されているが、認定診断書によると、「⑧ 発達障害関連症状」は「7～8歳相当のコミュニケーションは不能。だが意思疎通は可能である。」であり、「⑪ 問題行動及び習癖」は「特記事項なし。」と記載されている。

カ さらに、上記2(3)ウのとおり、認定要領2の(3)は、「施行令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。」と示している。

キ これらのことから、当該児童について、認定基準第7節の2D「知的障害」の2級「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」及びE「発達障害」の2級「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」の例示と照合し、知的障害及び発達障害における認定基準を満たさないと処分庁が判断したことは合理性を欠いたものとはいえないと考える。

ク 加えて、審査医による医学的・専門的な審査においても、「知的障害を認めるが、日常生活にあたって援助を必要としている状態には該当しない。」ことを理由として再認定を「却下」する審査結果が出された。

ケ したがって、処分庁は、当該児童について、「知的障害を認めるが、日常生活にあたって援助を必要としている状態には該当しない。」ことを理由として、法第2条第5項に規定される障害等級に該当せず、法第2条第1項に規定される「障害児」に該当しないと総合的に判断したと

考えられる。

(3) 処分の公平性について

ア 審査請求人は、児童相談所の医師が作成した認定診断書を提出した場合は認定され、そのほかの医師が作成した認定診断書を提出した場合は認定されなかったことは公平性がなく、なぜはじめに児童相談所の医師を案内しなかったのかと主張している。

イ しかしながら、審査請求人の「公平性がない」との指摘はいわば結果論であり、上記(1)及び(2)のとおり、本件各処分は適正になされたものであることから、その指摘は妥当なものではないと考える。

ウ なお、処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に審査請求人に対し、「対象児童が、児童相談所又はリハビリテーションセンター(以下「児童相談所等」といいます。)で療育手帳A1、A2の再判定を受けた場合は、診断書に代えて、療育手帳の写しを提出することができます。」「対象児童が、児童相談所等で療育手帳B1の再判定を受けた場合は、児童相談所等が診断書を作成の上、市役所に直接送付します。」と通知している。

4 まとめ

審査請求人は、認定診断書のみでは処分に係る判断材料が不足していたのではないかと、不足する点については診断書作成医に確認すべきであったと主張している。また、審査請求人は、当該児童の障害の状態について、認定基準第7節の1にあるように「総合的に判断する」べきであったとも主張している。

しかしながら、処分庁は、上記3(1)から(3)までのとおり、診断書作成医に確認し、診断書への追記を受けた上で審査医による医学的・専門的な審査結果に基づき認定基準と照らして処分の判断を行い、当該児童は法第2条第1項に規定される「障害児」に該当しないとしていることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

したがって、当該児童が施行令別表第3の障害の状態に該当しないとして本件処分1を、審査請求人が法第3条第1項において規定される特別児童扶養手当の支給対象と認められないとして本件処分2をそれぞれ行ったことは、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件各処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件各処分に至るまでの手続について

- ア 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、足利市を通じて審査請求人から、当該児童に係る特別児童扶養手当有期再認定のための認定診断書を受領した。
- イ 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、審査医に認定診断書の審査を依頼した。
- ウ 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、「知能検査による知的障害の重症度判定を行った上、再申請してください。」との審査医意見が付された「要照会（診断書作成医師に対し）」との審査結果を受領した。
- エ 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、診断書作成医に認定診断書を返戻し、審査医からの照会への対応を依頼したところ、診断書作成医から「⑦ 知能障害等」に「検討を重ねたが、やはり発達検査の施行は不可能であると判断した。」と追記された認定診断書を受領した。
- オ 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、審査医に認定診断書の再審査を依頼したところ、同年〇月〇日に、「知的障害を認めるが、日常生活にあたって援助を必要としている状態には該当しない。」として、特別児童扶養手当有期再認定を却下するとの審査結果を受領した。
- カ 処分庁は、審査医による医学的・専門的判断による審査結果を踏まえ、「診断書によると、知的障害を認めるが、日常生活にあたって援助を必要としている状態には該当しない。」ことを理由として、本件処分1を行うとともに、本件処分1により審査請求人の特別児童扶養手当の受給資格が喪失することから本件処分2を行った。
- キ 上記アからカまでのとおり、処分庁が行った本件各処分に至るまでの手続については、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件各処分について

- ア 障害等級の認定については、第4の2の法、施行令、認定要領及び認定基準に従い、申請者から提出された認定診断書の記載内容を基に、審査医による医学的・専門的判断を踏まえた上で、総合的な判断が行われるものである。
- イ 申請者から提出された当該児童に係る認定診断書には、診断書作成医の所見が次のとおり記載されていることが認められる。

⑦ 知能障害等	今後、発達検査の予定あるが、現段階では知的障害の指定のみで知能指数など不明。 (追記) 検討を重ねたが、やはり発達検査の施行は不可能であると判断した。
⑧ 発達障害関連症状	7-8歳相当のコミュニケーションは不能。だが意思疎通は可能である。
⑨ 意識障害・てんかん	特記なし。
⑩ 精神症状	特記なし。
⑪ 問題行動及び習癖	特記事項なし。
⑬ 日常生活能力の程度	1 食事 自立
	2 洗面 半介助
	3 排泄 半介助
	4 衣服 ボタン不能
	5 入浴 半介助
	6 危険物 大体わかる
	7 睡眠 時々不眠
⑭ 要注意度	随時一応の注意を必要とする

ウ 処分庁は、上記イの認定診断書の記載内容について、第4の3(1)アからキまでのとおり、認定診断書の内容を確認し、対象児童が認定基準に該当しているか判断していることが認められる。

また、第4の3(1)クのとおり、処分庁は、審査医に認定診断書の審査を依頼しており、審査医の審査結果を考慮した上で本件各処分を行っていることも認められる。

さらに、対象児童の認定診断書の記載について、不自然又は不合理な点は認められず、記録上、対象児童の認定診断書の記載を覆すに足る特段の事情も認められない。

エ したがって、処分庁は、提出された認定診断書の記載内容を基に、審査医による医学的・専門的判断を踏まえた上で、総合的な判断により本件各処分を行っていることが認められる。

オ 以上のことから、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のことから、審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7（2025）年1月21日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和7（2025）年5月21日 （第72回審査会第3部会）	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和7（2025）年6月11日 （第73回審査会第3部会）	・ 審議
令和7（2025）年7月9日 （第74回審査会第3部会）	・ 審議

栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
善 林 景 子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ 男女共同参画センター所長	部会長職務代理者
中 村 祐 司	国立大学法人宇都宮大学 地域デザイン科学部教授	部会長
藤 田 明 子	弁護士	
町 田 明 久	株式会社下野新聞社 常務取締役主筆	

（五十音順）